



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## Press Release

報道関係者 各位

平成21年5月10日  
新型インフルエンザ対策推進本部  
照会先:メディア班  
(電 話) 03(3595)3040  
内線(8778、8779、8780)

### 新型インフルエンザ患者の発生に伴う 濃厚接触者に対する健康監視の実施について

5月10日、別添のとおり、関係自治体に事務連絡を発出しましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡  
平成21年5月10日

関係 

|       |
|-------|
| 都道府県  |
| 政 令 市 |
| 特 別 区 |

 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザ患者の発生に伴う  
濃厚接触者に対する健康監視の実施について

5月8日16時38分成田空港着のNW（ノースウェスト航空）25便（C06348、DL4351共同運航便）（米国デトロイト→成田）に搭乗していた4名について、新型インフルエンザの感染が確認されました。

平成21年5月8日事務連絡「新型インフルエンザ（インフルエンザA／H1N1）患者の発生に伴う積極的疫学調査の実施について（依頼）」において、当該航空便に搭乗していた者に対する健康監視を実施していただいているところです。特に、一人の患者については機内検疫後に発症したため、その半径2メートル以内にいた方（ツアー同行者は除く）は既に入国しておりますが、患者の濃厚接触者に相当する者として、より慎重な健康状態の把握が必要とされています。つきましては、別添のとおり当該濃厚接触者に相当する者に対し、説明し、健康監視の一層の強化をお願いします。

## 患者Cに関する濃厚接触者に相当する者に対する説明内容

1. 新型インフルエンザ患者の約2メートル以内にいた方はウイルスに暴露された可能性があるため、濃厚接触者としている。
2. 患者の近くにいたことが、すぐに感染を成立させることにはならないが、外出を控えるとともに他の人との接触も極力控える。

※ 通常健康監視における外出の自粛については、不要不急の外出を控えるよう指導することとしているが、濃厚接触者に相当する者については、感染の蓋然性の高さに鑑み、より強い外出の自粛（学校や職場に行かない）を求めて下さい。また、本人の求めに応じ、学校や職場への説明を行って下さい。（なお、これらの行政措置は法律に基づく措置ではないものである。）

3. 1日朝夕2回の検温及び体調の変化について、本人が毎日記録する。
4. 発熱や急性呼吸器症状（鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳）等を認めるときは、本人または同居者が保健所に直ちに電話等により報告する。
5. 咳やくしゃみなどの症状が出たときは、咳エチケット（咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など）を徹底する。
6. 石けんと水を用いた手洗いを励行する。
7. 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、以下の点を説明した上で、本人の同意のもと行う。

・通常のインフルエンザについては、タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬は発症予防にも有効とされている。新型インフルエンザの濃厚接触者については、費用の自己負担なくタミフル等の抗インフルエンザウイルス薬の処方を受けることができる。

・ただし、薬事法に基づく予防投与の適応は高齢者や腎機能異常などのハイリスク患者に限定されている。

- ・抗インフルエンザウイルス薬の内服により、次のような副作用が報告されている。消化器症状（下痢、腹痛など）、精神症状（頭痛、不眠など）、肝機能障害、蛋白尿など。

- ・因果関係は明らかではないが、タミフルの内服後に未成年者において異常行動がみられるとの報告がある。予防内服の用量で異常行動が出現するかは、さらに明らかではないが、タミフル内服に代わり、リレンザ吸入による予防投与を受けることもできる。

8. 以上についての期間は、飛行機を降りた日（5月8日）から、10日目（5月18日）である。